

令和 5 年 4 月 1 7 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

一般送配電事業者の情報漏えい事案に関し、 業務改善指導及び要請を行いました

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、四国電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社に対し業務改善指導を、北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力送配電株式会社及び北陸電力株式会社に対し要請を行いました。

1. 概要

今般、一般送配電事業者において、漏えいを禁じられている新電力の顧客に係る非公開情報が、関係の小売電気事業者側で閲覧可能となっており、実際に閲覧されていたことが判明しました。

これを受け、電力・ガス取引監視等委員会においては事案解明作業を行っていましたが、各事案の事実関係を踏まえ、四国電力送配電株式会社及び沖縄電力株式会社に対し業務改善指導を行いました。

また、今般電気事業法上の不適切な行為が見られなかった北海道電力ネットワーク株式会社、北海道電力株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、北陸電力送配電株式会社及び北陸電力株式会社についても、本事案が一般送配電事業者の中立性・公正性に疑念を生じさせる重大な事案であることを踏まえ、同種事案の発生を防止するために、不適切事象を発生させた事業者に求められる措置に準じた措置を講じることが重要であると考えられるため、ネットワーク事業監視課長名の要請を行いました。

2. 指導の概要

- (1) 託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに(約3年以内を想定※)解消する計画を立案し、提出すること。また、計画の実施状況を定期的に報告しつつ、実施すること。
※合理的な理由があり約3年以内に共用状態を解消することが困難である場合は、その旨を記載すること。
- (2) 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底し意識改革を図るための内部統制の抜本的強化策を検討し、実施すること。
- (3) 上記(1)及び(2)の勧告内容に係る改善計画が不十分であると認められる場合においては、必要に応じて追加的な改善策を策定し、及び実施すること。

また、指導内容の実施状況について経済産業省のフォローアップに誠実に対応すること。

((1)について既にシステムの共用状態を解消している四国電力送配電株式会社を除く。)

3. 要請の概要

(1) 託送情報に係る情報システムの共用状態を速やかに(約3年以内を想定※)解消する計画を立案し、提出すること。また、計画の実施状況を定期的に報告しつつ、実施すること。

※合理的な理由があり約3年以内に共用状態を解消することが困難である場合は、その旨を記載すること。

(2) 行為規制の遵守は業務遂行の大前提であることを、現場を含めた社内で徹底するために、内部統制体制の確認を実施すること。

(3) 上記(1)及び(2)の勧告内容に係る改善計画の十分性について協議の上、必要に応じて追加的な改善策を策定し、及び実施すること。

また、要請内容の実施状況について経済産業省のフォローアップに協力すること。

((1)について既にシステムの共用状態を解消している東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力エナジーパートナー株式会社を除く。)

4. 関連資料

[一般送配電事業者の情報漏えい事案に関し、経済産業大臣に対する勧告を行いました](#)

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
ネットワーク事業監視課長 鍋島
担当者: 福原、日高、森野
電話: 03-3501-1585(直通)